

# 市県民税、所得税の申告について

## 受付時間

土・日曜日を除く

**2月18日(月)~3月15日(金)**

**午前8時45分~午後4時(午前8時開場)**

※休日は2月24日および3月3日の日曜日に限り、  
午前8時45分~午後3時まで受け付けを実施します。

## 受付場所

**市保健センター研修室(2階)**

奥野地区 出張受け付け

【申告受付日】

◆1月30日(水)奥原町、井ノ岡町、  
小坂町、福田町にお住まいの方

◆1月31日(木)久野町、正直町、  
島田町、桂町にお住まいの方

【場所】奥野生涯学習センター

【時間】午前9時30分~正午  
午後1時30分~4時

## 申告が必要な方

- ①事業所得(営業、農業所得など)や不動産所得、雑所得、譲渡所得などがある方
- ②給与所得者で、「給与支払報告書」が勤務先から市へ提出されていない方、年の途中で退職し、その後就職しなかった方、年末調整を受けなかった方
- ③給与所得者で給与の他に所得のあった方、または2カ所以上から給与を受けた方
- ④年金受給者で源泉徴収税額のある方、2カ所以上から年金を受給している方、また、各種の所得控除を受ける方
- ⑤雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方
- ⑥どなたの扶養にも入っていない方  
※国民健康保険税や介護保険料の算定、各種証明書の交付の関係上、必ず申告してください。



## 申告に必要な書類

- ①個人番号カードまたは個人番号通知カード+運転免許証・健康保険の被保険者証等
- ②源泉徴収票原本(給与・年金など)、印鑑(認印)、所得税還付の場合の口座番号(申告者名義)
- ③収支内訳書(事業所得、不動産所得などがある方)
- ④各種控除証明書や医療費控除の明細書(国民健康保険税、国民年金保険料、農業者年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料など)

## 注意事項

- ①雑損控除を受ける方、今回初めて住宅借入金等特別控除を受ける方、過年分の申告をする方、給与所得者の特定支出の控除の特例を受ける方、事業所得などの申告で初めて収支内訳書を作成される方、土地や家屋、株式、ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などの申告は、市の会場では受け付けできませんので税務署に申告してください。(相談を要しない提出のみの方は、申告受付日に限り、申告書をお預かりします)
- ②申告会場は大変混み合います。事業所得、不動産所得などの申告をする方は、帳簿、領収書などを整理し、収支内訳書を必ず作成して持参してください。
- ③確定申告書を提出した方は、市県民税申告書を提出する必要はありません。
- ④申告期間の初めと最後の1週間は、会場が大変混み合い、お待ちいただく時間が長くなるのが予想されますのでご了承ください。